

建玉移管の際の業務上の留意事項について

金先協平11第146号

平 11 . 11 . 26

平15. 2 .14一部改正

平16. 3 .29一部改正

平17. 6 .27一部改正

平19. 9 .30一部改正

標題について、東京金融取引所（金融取）における建玉移管の際の会員の業務上の留意事項について、当局と協議のうえ、下記のとおりとりまとめましたので、今後、これによりお取り扱いいただきますようご連絡申し上げます。

記

1. 手続等について

- (1) 移管元である金融商品取引業者（移管元業者）および移管先である金融商品取引業者（移管先業者）は、建玉移管に先立ち、当該建玉移管に係る証拠金の取扱いについて、顧客の同意を得るものとする。
- (2) 移管元業者および移管先業者は、建玉移管時に、ギブアップ取引に準じた取引報告書を顧客に交付する。
- (3) 移管元業者は、当該建玉移管に係る顧客の指示内容（移管対象建玉、移管日、移管先業者名等）を明らかにした書面を7年間保存する。
- (4) 移管元業者および移管先業者は、当該建玉移管に係る取引が記載された金融取引の取引参加者別取引明細表又は建玉移管照会を5年間保存する。（金融取業務規程施行規則第14条）
- (5) その他、移管先業者の受託手続、顧客への交付書面等の取扱いについては、「東京金融取引所におけるギブアップ制度の導入に伴う留意事項について」（平11. 8.12金先協平11第109号）の別紙1の「清算執行業者」の場合の取扱いに準ずる。

2. 法定帳簿について

- (1) 移管元業者および移管先業者は、建玉移管時には注文伝票の作成を要しない。
- (2) 移管元業者および移管先業者は、取引日記帳の「約定年月日」には、建玉移管日を記載する。

3. 事業報告書および出来高状況表の記載について

移管先業者は、移管を受けた取引を事業報告書では委託（百万円）に出来高状況表では受託取引数量（枚数）に含めて記載し、移管を受けた建玉の残高は、受託取引に係る建玉残高に含めて記載する。

（移管元業者の記載については原則通り。）

4. 金融商品取引責任準備金の積立てについて

移管先業者は、移管を受けた数量を含めた受託取引数量（枚数）に基づいて積み立てる。

（移管元業者の積立てについては原則通り。）

5．取次ぎの場合の準用について

上記1．～4．の事項は、会員が建玉移管に係る取次ぎをする場合に準用する。

6．海外金融先物取引への準用について

上記1．～4．の事項は、会員が海外金融先物市場において建玉移管に係る顧客との取引等を行う場合に準用する。ただし、当該市場において別段の定めがある場合はそれに従うものとする。

（既往の協会通知の一部変更）

（記載略）